

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民  
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 18 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

1名

住所・氏名

### 2 請求の提出

令和2年10月19日

### 3 請求の要旨（原文のまま掲載）

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）は、令和2年4月1日太宰府市長（以下、「市長」という。）に対して補助金29,623,000円の交付申請を行った。（事実証明書1）この申請に対して、市長は、令和2年4月7日交付申請と同額の補助金交付決定を行った。（事実証明書2）この交付決定に基づき、市長は、令和2年4月30日に7,405,750円、令和2年7月8日に7,405,750円、令和2年10月7日に7,405,750円の補助金を支出命令した。（事実証明書3）

地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としている。「公益上必要がある」か否かについては、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為でないから客観的に公益上必要があると認められなくてはならない。

しかし、令和2年度補助金交付決定の決裁には、「財団から補助金申請書が提出されたから交付決定してよろしいか」という趣旨の伺い文がある（事実証明書2）だけで、補助金が「公益上必要がある」ことについての記載が全くなく、客観的に「公益上必要がある」と認めることはできない。つまり、この補助金は、地方自治法第232条の2に該当しないので、その支出は法的根拠がなく違法である。

また、補助金の支出を検討する前提として、財団が市からの補助金を受けないで令和2年度の財団運営ができないかについて担当課は財団の財政状況を精査する必要があるが、決裁では財団の財政状況を精査した事実は認められない。（事実証明書2）

財団の令和2年3月31日現在の貸借対照表では、財団には、88,690,125円の現金預金がある。（事実証明書4）つまり、財団が令和2年度収支予算書で当期一般正味財産増減額として△20,167,000円を計上していること（事実証明書5）を勘案しても、令和2年度、財団は、太宰府市からの補助金29,623,000円を受けなくとも現金預金を充当すれば十分に運営ができる財政状況にあり、補助金の申請は却下されるべき財政状況にある。

以上の通り、市長は、違法に必要なない補助金を市税その他の貴重な財源から財団に支出して市民に損害を与えた。監査委員におかれては、市長に対して財団への補助金交付決定を取り消し、財団に対して支払った補助金の返還を求めるように指導されたい。

#### 4 請求人の提出証拠（事実証明書）

- 事実証明書 1 令和 2 年 4 月 1 日付け令和 2 年度補助金申請書及び令和 2 年度振興財団補助金予算案資料
- 事実証明書 2 令和 2 年 4 月 2 日付け起案、令和 2 年 4 月 7 日付け決裁の補助金交付決定決裁文書及び令和 2 年 4 月 7 日付け令和 2 年度補助金交付決定通知書
- 事実証明書 3 令和 2 年度歳出予算整理簿
- 事実証明書 4 貸借対照表（令和 2 年 3 月 31 日現在）
- 事実証明書 5 収支予算書（損益ベース）（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）

#### 5 請求書の受理

本件請求書は、令和 2 年 10 月 19 日付けで提出され、法第 242 条第 1 項に基づく要件審査を実施した結果、所定の要件を具備しているものと認め、令和 2 年 10 月 23 日付けでこれを受理した。

#### 6 請求人による陳述及び新たな資料の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人からの陳述を令和 2 年 11 月 6 日に行った。陳述は、概ね第 1 の 3 の請求の要旨のとおりであるが、請求人から新たな資料が提出され、その内容に関する陳述の概要は以下のとおりであった。

##### (1) 新たな資料

「事実証明書を補強する資料」

- ・ 財政援助団体等監査結果（令和元年 11 月 26 日）
- ・ 貸借対照表（平成 25 年度末～令和元年度末）
- ・ 正味財産増減計算書（平成 25 年度～令和元年度）
- ・ 収支計算書（平成 25 年度～令和 2 年度）
- ・ 情報非公開決定通知書
- ・ 筑紫地区 4 市補助金交付規則等
- ・ （公社）太宰府市シルバー人材センター補助金交付規定
- ・ 指定管理委託業務の収支計画書（いきいき情報 C、ルミナス）
- ・ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

##### (2) 陳述の要旨

監査委員が実施した、財団に対する財政援助団体等監査の監査結果では、「本補助金は、交付要綱が制定されていないため、補助目的や補助対象経費が明確に定められていない」とある。

筑紫地区の四市、筑紫野市、大野城市、春日市、那珂川市は補助金の交付規則を作っているが、太宰府市はない。それぞれの市には、事業計画書や予算書を付けて申請

しなさいという規定があるが、太宰府市（以下、「市」という。）では、添付の紙を含めてたったの2枚で補助申請して、それに対する交付決定も補助金が公益上必要かどうかの議論を何もしていない。これで税金から補助金が出されるのは、私は納得できない。

財団の現金預金は、平成25年度末の貸借対照表では84,334,181円となっている。その後の年度でも約1億円前後で推移しており、令和元年度末で88,690,125円とお金が余っている状況である。

監査結果では他にも、指定管理の協定書で定められた市が負担すべき修繕費を財団が払っているとある。預金を減らさなくてはいけないため、財団は無理してお金を使っている。

財団の平成25年度の収支予算書では、当期経常増減額がマイナス10,032,000円の赤字予算となっている。そして平成26年度から最新の令和2年度予算まで預金を減らそうという趣旨で毎年赤字予算を作っている。市が補助金を出さなければ剰余金は解消する。

なお、措置請求書には書いてないが、事実証明書を補強する資料として提出した、いきいき情報センター収支計画書とルミナスの収支計画書では、指定管理料の積算の項目が直接人件費と直接事業費しかない。普通、委託する場合は、直接人件費と直接事業費のほか間接人件費をみるが、財団は、補助金で間接人件費分をもらっているから、直接人件費だけでやっていける。今は公募ではなく、特命随意契約でやっているから。公募するなら当然、直接人件費プラス間接人件費を積算して指定管理料にするのが通常であるが、それをやってない。

そう思う理由は、監査結果報告書の中で、補助金は財団の管理費と出向職員の給与手当と書いてある。問題は、財団の管理費に3千万円充てていると監査委員は認定している。本来なら管理費の全部とは言わないが、平成30年度の203,414,498円の指定管理料に、15%として約3千万円の間接人件費を上乗せすると仮定すると、ちょうど補助金と一緒にくらいになる。指定管理料の中に間接人件費を積算すれば、補助金は不要である。現状では、施設管理は、公募せず特命随意契約でやっているから補助金自体、初めから財団ありきで、財団に管理費を補助金で出して、間接人件費分を割り引いて、仕事をさせている、指定管理をさせているという、逆じゃないかと思う。本来ちゃんとした指定管理料を積算すれば補助金は必要ない。まだ精査はできていないが、間接人件費全額で仮定の部分はカバーできる。

もう今年度は返してもらわないと、お金があるから別に補助金出す必要がない。

去年もやるから今年もやるみたいなマンネリじゃないけどルーチンワークになって、別に何も考えないで、たった2行で、申請されましたお金出しますって、これじやいかんと私は思う。

市は平成30年4月に補助金の検討委員会で総務部長を筆頭に補助金交付規則について議論している。その後補助金のことは何も議論された形跡がなく、規則も定められていない。我々の税金から、2千万円、3千万円近くのお金が出ているので、補助

金の交付規則を整えて欲しい。

私は、財団が公益財団法人ということ、公益事業をやっているから公益認定を受けていること、年度当初にある程度の運転資金がないと動けないことも分かっている。法律の施行規則で一応制限もあるが、ある一定額の内部留保を持つことができるというのも分かっている。

その上で、預金が8千8百万円くらいあるから補助金分の3千万円、赤字予算の2千万円引いても、のこり3千8百万円あるので、年度当初でも運転資金は大丈夫であり、補助金を出さなくてもやれると思うので請求書を提出した。

## 第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和2年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、財団に対する補助金の支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

### 2 監査対象部局

教育部文化学習課（以下、「文化学習課」という。）

### 3 監査の着眼点

- (1) 財団に対する補助金が、市の公益上必要があるものとして地方自治法第232条の2の規定に該当するか。
- (2) 財団から提出された令和2年度補助金申請書の審査において、内部留保があるにもかかわらず補助金を支出することについて妥当性があるか。

### 4 監査の主な実施内容

#### (1) 監査対象部局の事情聴取

監査対象部局等から請求人の主張及び趣旨に対する弁明書及び証拠書類等の提出を求め、令和2年11月9日及び12月3日に事情聴取を行った。

#### (2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局

## 第3 監査の結果

### 1 主文

本件請求を棄却する。

### 2 理由

#### (1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

#### ア 財団について

財団は、平成4年5月28日に市民サイドに立った各種事業を幅広く実施し、文化及びスポーツなどの振興を図るとともに、生涯学習の機会の提供及び、公共教育施設の利用拡大を推進することを目的に財団法人太宰府市文化スポーツ管理公社（以

下、「管理公社」という。)として市によって設立された。

平成 10 年 6 月 1 日には、業務内容の変更等により名称を財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、事務局も太宰府市大字向佐野 18 番地から太宰府市五条三丁目 1 番 1 号に移転した。

その後、市内各施設の指定管理を受けており、現在は太宰府市いきいき情報センター、太宰府市男女共同参画推進センタールミナス、太宰府市文化ふれあい館、太宰府市民図書館、太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理を行っている。

さらに、平成 20 年 12 月 1 日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のいわゆる公益法人制度改革関連三法が施行され、平成 24 年 3 月 1 日に臨時理事会を開き、市からは副市長（財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団理事長）、総務部長（同理事）、教育部長（同理事）、上下水道部長（同監事）が出席し、審議を行った結果、公益財団法人へ移行することを議決し、平成 25 年 3 月 19 日に福岡県知事より公益財団法人として認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日より現在の財団となった。

公益財団法人への移行に伴い財団が行う業務内容は、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団寄付行為に規定されている目的及び事業から項目及び文言の整理が行われているものの、公益財団法人移行前と大きく変わることなく、財団定款へと引き継がれている。

なお、財団定款には、目的及び事業が以下のとおりに規定されている。

(目的)

第 3 条 この法人は、文化及びスポーツなどの振興を図るとともに、生涯学習の機会の提供及び、公共教育施設の利用拡大の推進を行い、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化・スポーツの振興に関する事業
- (2) 講座、展示及び講演会などの開催による生涯学習に関する事業
- (3) 生涯学習に関する情報収集、調査研究、記録保存及び普及啓発に関する事業
- (4) 地域住民と連携した地域交流に関する事業
- (5) 市から受託する公共教育施設の管理運営及び利用拡大推進に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については福岡県内において行うものとする。

#### イ 財団補助金の内容について

平成4年2月4日付太宰府市議会全員協議会の資料、「財団法人太宰府市施設管理公社」の設立について」によれば、平成4年度予算の計上について、「施設管理公社の事務費は、補助金として教育部庶務課で計上。」と書かれており、管理公社設立時より事務費に関する費用は、市が補助金として支出することが議会に説明されている。

また、補助金の対象となる経費の内訳は管理公社事務局の管理費として報酬、旅費等、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、財産購入費である。現在では財団の管理費として、令和2年度補助金予算案資料の役員報酬、給料手当、賃金、福利厚生費、会議費、交際費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水料費、賃借料、使用料、手数料、保険料、諸謝金、租税公課、負担金、委託料であり、管理公社設立時より引き継がれている。

なお、請求人の主張のとおり、財団補助金に関する交付規則は制定されていないが、令和2年度財団補助金予算については、文化学習課において対象経費とそれに係る金額を積算のうえ計上し、市長による査定を経て、太宰府市一般会計予算案として令和2年3月議会へ提案され、議会での審議を経て令和2年3月19日に可決されている。

#### ウ 財団補助金の交付について

財団は、令和2年4月1日付で市長に対して令和2年度振興財団補助金予算案資料を添付のうえ、理事長名で令和2年度補助金申請書及び財団の管理費に係る予算資料を提出した。この申請に対して、市長は令和2年4月7日、文化学習課の積算に基づく額及び提出された予算資料を精査のうえ補助金交付決定を行った。この交付決定に基づき、市長は、令和2年4月30日に7,405,750円、令和2年7月8日に7,405,750円、令和2年10月7日に7,405,750円の補助金を支出命令した。

#### エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）

第16条に規定する遊休財産額及び同法5条に規定する公益認定の基準について

認定法第16条は、第1項で「公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。」と規定している。

認定法施行規則第21条によって算定された、財団の遊休財産額の保有上限額は、一年分の公益目的事業相当額268,429,190円である。

また、同法施行規則第 22 条によって算定された、財団の遊休財産額は、64,539,489 円である。

遊休財産額が 64,539,489 円であることから、遊休財産額の保有上限額 268,429,190 円を超過していないため、認定法第 5 条に規定する公益認定の基準に適合していることが分かる。なお、平成 28 年度に県から指導を受けた内容は、公益法人認定後に公益目的事業において黒字が続いたため残存していた 16,535,161 円の剰余金を解消せよとの内容であり平成 30 年度までにこれを解消している。

請求人の主張のとおり、財団には 88,690,125 円の現金預金があるが、全額が特定の目的、用途を持たずに保有している訳ではなく、同法施行規則第 22 条によって算定された、財団の遊休財産額は、64,539,489 円である。

さらに、文化学習課のヒアリングにおいて、財団の現金預金には、周年事業の準備金 26,308,510 円が含まれていることが判明したため、64,539,489 円から 26,308,510 円を減じた 38,230,979 円が、実質的な財団の遊休財産額である。

## (2) 監査委員の判断

請求人は、「令和 2 年度補助金交付決定の決裁には、「財団から補助金申請書が提出されたから交付決定してよろしいか」という趣旨の伺い文があるだけで、補助金が「公益上必要がある」ことについての記載が全くなく、客観的に「公益上必要がある」と認めることはできない。つまり、この補助金は、地方自治法第 232 条の 2 に該当しないので、その支出は法的根拠がなく違法である」と主張している。

財団は、事実関係の確認のアで確認した経過を経て、平成 25 年に公益財団法人の認定を受けて今に至っている。その業務内容は、定款第 3 条及び第 4 条において、目的、事業内容が定められており、文化及びスポーツ振興に関する事業を多数実施していることは周知の事実である。

財団補助金の内容は、事実関係の確認のイで確認したように財団の管理費（人件費等）を賄うためのものであり、財団補助金に関する交付規則は制定されていないが、平成 4 年の管理公社設立時より、その運営を継続していくための必要な費用を賄うために交付されてきた。

なお、財団の経営状況（定款に基づく事業の報告及び決算報告）についても、毎年度、議会への報告がなされている。

請求人は、「補助金交付決定の決裁文書に、補助金が「公益上必要がある」ことについての記載が全くなく、客観的に「公益上必要がある」と認めることはできない」と主張するが、前述のとおり、財団は知事が認可した公益財団法人であり、その活動も定款に基づいて公益目的事業を実施していることは周知の事実であり、設立当初より継続的運営を行う必要があると認められ財団への支援がなされてきた経緯がある。したがって、財団への補助金の支出は、法 232 条の 2 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」の規定に反していない。



そのため、補助金交付決定の決裁文書に補助金が「公益上必要がある」ことについての記載が省略され、請求人の言う「財団から補助金申請書が提出されたから交付決定してよろしいか」との伺い文のみが記載されることになったものと考えられる。

よって、「財団補助金は、地方自治法第 232 条の 2 に該当しないので、その支出は法的根拠がなく違法である」との請求人の主張は認められない。

次に、請求人は、「補助金の支出を検討する前提として、財団の財政状況を精査する必要があるが、決裁では財団の財政状況を精査した事実は認められない。財団の令和 2 年 3 月 31 日現在の貸借対照表では、財団には、88,690,125 円の現金預金がある。つまり、財団が令和 2 年度収支予算書で当期一般正味財産増減額として△20,167,000 円を計上していることを勘案しても、令和 2 年度、財団は、太宰府市からの補助金 29,623,000 円を受けなくとも現金預金を充当すれば十分に運営ができる財政状況にあり、補助金の申請は却下されるべき財政状況にある」と主張している。

認定法第 16 条では、一年分の公益目的事業相当額を超えない範囲で遊休財産額を保有できるとなっている。

財団の遊休財産額の状況は、事実関係の確認のエで確認したとおり、実質的には 38,230,979 円が、財団が特定の目的、用途を持たずに保有している財産となり、請求人の言う当期一般正味財産増減額の△20,167,000 円を勘案し、安定的な事業運営が可能となるような遊休財産額を考慮すれば、財団に法人管理費相当の補助金を交付しなければ、安定的な運営に支障が出ることになる。これらのことを文化学習課が認識しているため、補助金交付決定の決裁文書への記載を省略したものと考えられる。遊休財産額については、認定法が規定する金額の範囲内で、財団の財務状況に応じて、財団がどの位保有するのかという判断を文化学習課がすることになるため、経営状況の把握並びに補助金額の算定根拠は記載する必要があったと考える。文化学習課は、補助額の確定について、決算書の内容を精査し、補助金額の判断及び判断理由を明確にすることを求める。

しかしながら、「財団の財政状況を精査した事実は認められない」及び「88,690,125 円の現金預金を充当すれば十分に運営ができる財政状況にあり、補助金の申請は却下されるべき財政状況にある」との請求人の主張は、補助金額の相当性については、清算行為後に判断されるべきであることから、現時点では認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由が無く、主文のとおり決定する。

### 3 意見

今回の監査請求の原因は、業務に関する説明責任に対する認識の不十分さであり、補助金交付規則等が制定され、当財団に関する監査結果報告書の内容を尊重されていればこのようなことはなかったと考えられる。

なお、請求人が陳述で述べた指定管理料の積算については、本件請求の対象ではないものの、次回の契約更新時までには、積算方法等について検討されたい。